

劉傑・三谷博・楊大慶編

## 『国境を越える歴史認識——日中対話の試み』（東京大学出版会、

1100六年）ISBN 4-13-023053-0

布施早苗

### はじめに

1100年10月に笹川平和財団日中友好基金の支援を得て結成された「日中若手歴史研究者会議」（日中の一九六〇年代以降の生まれの研究者を中心に組織）は、近現代史の幾つかの主題をめぐる日中両国間の歴史認識問題及び歴史教育問題をテーマに、これまで研究と対話を重ねてきた。本書はこの「日中若手歴史研究者会議」の過去五年間における研究成果、及び1100五年三月二八日に早稲田大学国際会議場にて開催されたシンポジウムの発表をまとめた論文集である。

おりしも、このシンポジウムが開催された時期に、韓国・中国で「反日デモ」が起きたことは我々の記憶に新しい。韓

国で起きた「反日デモ」の直接的なきっかけは、1100年3月十六日に島根県議会において、「竹島の日」条例が可決されたことにある。この「竹島の日」条例を巡り、盧武鉉大統領は歴史政策における融和主義の転換をはかり、「竹島の日」制定と「つくる会」歴史教科書の記述を厳しく批判した（「新ドクトリン」）。また条例成立直後から、韓国で約一ヶ月半に及ぶ抗議デモが起こり、近年の韓流ブームによつて韓国を「近しい国」・「親しい国」と認識していた多くの日本人は、政府間のみならず民間レベルでの両国の温度差に戸惑いを感じた。

この竹島問題を巡る歴史問題、歴史教科書問題の再燃に加え、日本の国連安保理常任理事国入り問題をきっかけとして、隣国の中国においても、これまでの尖閣諸島問題、靖国問題

などが再燃し、北京・上海を始めとして中国各地で反日デモが起きた。デモの主な担い手は、都市の学生を中心とした若年層であり、インターネットサイトや携帯メールを用いて運動への呼びかけを行うことにより、反日デモは拡大していく。だがこの新たな情報媒体の出現は、対日感情の悪化を増大させるという側面だけではなく、別の側面をも内包している。祁景瀅氏はその著作『中国のインターネットにおける対日言論分析』（日本橋報社、二〇〇四年）において、新たな「言論空間」の出現と拡大は、感情的で過激な発言が飛び交う一方で、「電子デモクラシー」の形成される場ともなり、中国政府のコントロールを脅かす「諸刃の剣」とあると指摘している。事実、この反日デモの後に、中国政府は国内のネット使用に対する統制をさらに強化した。

この一連の「反日デモ」にまつわる出来事において最も重要な点は、日韓或いは日中間における歴史認識・歴史教育の問題が、戦後六〇年を経てなお、両国の間に大きな影響を及ぼしている事を改めて浮き彫りにする結果となつた事である。

本書の編者である三谷氏は、その著作『明治維新を考える』（有志舎、二〇〇六年）において、各国の世論が負の相互作用をはじめる事は、政府レベルの紛争処理も拘束し、当事国のみならず、世界の政治経済システム全体に影響を与えることになると指摘している。今回のデモは一次的な沈静化には成功したが、その根本的な原因が未解決であり、また即解消するわけではない以上、日本と東アジア各国との歪が表面化

する恐れはいくらもある。

東アジアの状況を憂い、近年、日本・中国・韓国・台湾の研究者や教育関係者は、歴史認識・歴史教育問題に対しても取り組む必要性を強く感じ、民間の交流を中心に、幾度となく対話を試みてきた。本書はそうした対話に基づく研究成果の一つであるが、日中間の「争点」となっているいくつかの事件や事象に対して、両国の歴史研究者が一次史料とともに、日本と中国のそれぞれの視点（解釈やその方法論、研究史、制度等）を紹介し、何が問題とされているのかを明らかにしている。また日中同時に両国語で出版されており、さらに現在、英訳の出版が試みられている。これは研究者のみなならず、両国の歴史認識問題・歴史教育問題に関心のある読者に対する「手引き」として、より広い窓口を提供したと言えよう。

### 本書の構成

本書は一人の著者によつて執筆され、全一三章立てとなつている。具体的な構成は以下の通りである。

### 第一部 歴史の事実と歴史認識

第一章 日中関係史の語り方——九世紀後半 茂木敏夫  
二章 関係緊密化と対立の原型——日清戦争後から二十一カ

### 三章 「反日」・「反中」循環の中の日中外交—満州事変前夜

劉 傑

### 六章 南京アトロシティズ—建設的な対話は可能なのか

楊 大慶

- 四章 「田中上奏文」をめぐる論争—実存説と偽造説の間  
五章 満州国史の争点—同時代と後世の視覚  
六章 南京アトロシティズ—建設的な対話は可能なのか  
七章 汪兆銘と「南京国民政府」—協力と抵抗の間

服部龍二

樋口秀美  
楊 大慶

編者の一人である楊大慶氏<sup>(1)</sup>は、現ジョージワシントン大学准教授であり、日本・東アジア近代史を専門としている。氏は「南京アトロシティズ」（南京事件・南京大虐殺・南京大屠殺）をめぐる日中の研究状況と意見の対立に関する研究をテーマとしており、本論は氏の近年の研究成果に基づいて、執筆されたものである。

### 第Ⅱ部 和解のための歴史認識を求めて

- 八章 日本の歴史教科書の制度と論争構図  
九章 歴史教科書にみる日中の相互認識  
十章 台湾の日本時代をめぐる歴史認識  
十一章 戦後日本の政治と慰霊  
十二章 戦争賠償問題から戦後補償問題へ  
十三章 歴史対話と史料研究

三谷 博  
茨木智志  
浅野豊実  
村井良太  
楊 志輝  
川島 真

とつて「日本軍国主義」「日本人の残虐性」のシンボルとなつてゐるが、歴史上の一事件に留まらず、日中両国の歴史認識問題の中で「最大の争点」として、しばしば取上げられる。現段階において多くの歴史家が合意する南京アトロシティズの定義は、一九三七年十二月の南京陥落前後から約二カ月間、南京及びその周辺で日本軍によつて組織的に行われた、大規模な中国人捕虜に対する集団虐殺、その期間にわたる多数の一般市民に対する強姦、殺害と略奪、及びその他の破壊行為の総称である。

本来であれば、全ての章について書評をすべきところであるが、とりわけ日中両国の近現代史研究の「争点」が明らかにされ、また歴史教育の現状を取上げたものとして、今回は六・七・八・九章に絞り、それぞれの論者と内容の紹介を進めていきたい。

目撃者や被害者の証言が、当時南京に留まつていた外国人によつて上海の外国租界や国外に持ち出され、事件直後にその惨状が世界のマスメディアを通じて報道されたが、日本政府はその事実を否認した。戦時中、日本国内には厳しい報道規制が敷かれていたため、多くの日本国民は、戦後の極東軍事裁判や南京裁判を通じて、初めて事件を知る事となつた。

そして歴史研究者を中心に、事件の研究が進められていったが、国内の報道やマスメディアで大きく取上げられることはなかつた。

しかし本多勝一氏の『南京への道』（朝日新聞社、一九七二年）の出版以後、事件は歴史研究者以外の多くの人々の注目を集めようになる。とりわけ南京アトロシティーズで殺害された中国人の被害者数の推定をめぐつて、日本では南京アトロシティーズが歴史学界以外の場においても大きな論争のテーマとなり、一九八〇年代には歴史教科書論争の大きな焦点の一つとして、日中の外交問題にまで発展した。

一方、中国政府及び学界は、極東軍事裁判及び南京裁判で用いられた「死者三十万人」という結論を一貫として堅持しており、南京アトロシティーズは、中華民族最大の屈辱として、愛国教育の基本的な材料であると共に、中国国民共同の苦難と民族団結のシンボルとして強調されてきた。また事件の發生要因に対しても、日本人の残虐行為は侵略戦争の必然的な結果だと強調し、捕虜に対する処刑についても計画的な犯行と主張する傾向がある。近年、大陸の中国人歴史研究者の間では、固定された犠牲者数に対する再考の動きや中国軍指揮官の責任追究など緩やかな変化の兆しを見せつつあるが、南京アトロシティーズは今なお「敏感」なテーマであり、歴史学的な論争が大陸において公然と行われる環境には至っていない。

こうした中国の政治性を批判し、南京アトロシティーズその意見の対立を踏まえ、それを縮小するために、楊氏は次の論

ものを中国の「反日」・「共産党主導」のプロパガンダとして、事件を「まぼろし」と批判する意見が日本にあるが、専門的な歴史研究者の間では、事件を「事実」として、被害者数を「数万人～十万人以上」と推定する意見が主流となつてゐる。これらは南京市の範囲に対する定義と、「被害者」の定義（投降兵や便衣兵を含むか否か等）の差異によるものだが、現在の証拠（埋葬記録、裁判での証言、日本人による記録、実地調査）では、確かな推定値を出す事は困難であり、研究者の諸説にはそれぞれの長所と限界がある。

しかし犠牲者数の問題は事件の一側面に過ぎず、日本の歴史研究者の間では、何が本当に発生したか、またなぜ発生したかという事件の状況や構造的要因に対しての研究が積極的に行われてゐる。その一例として、南京アトロシティーズに直結した最も重要な要因の一つは日本軍の捕虜の扱い方にあり、国際感覚の乏しい新兵の前線配備や日本軍のアジア蔑視・大和民族優越感の教育が、事件を引き起こした根底に存在していたと、笠原十九司氏・藤原彰氏・吉田裕氏らは当時の日本軍の実情を指摘している。

楊氏は日中双方における南京アトロシティーズをめぐる認識の相違や研究概要をまとめた上で、歴史研究の政治性や倫理性を認め、被害者の気持ちと記憶への尊重を一つの重要な前提としながら、歴史研究のレベルで議論を進めていく必要性を説いてゐる。そして南京アトロシティーズに関する日中間の意見の対立を踏まえ、それを縮小するために、楊氏は次の論

点を結びとして強調している。

第一点は、南京アトロシティーズ関係の証拠を継続的に発掘・公開していくことである。歴史学者が同じ史料や第三者の証言を活用することで、今後、バランスのとれた研究成果が期待される。

第二点は、戦争犯罪研究の国際化を進めることで、「日本対中国」の視点だけではなく、他国の研究者を含めた広い視野で、人間と戦争と暴力のレベルで事件を考えていくことである。

以上、楊氏の論文についてまとめたが、以下批評を行つていただきたい。

楊氏は海外に研究活動の場を持つ中国人研究者であり、南京アトロシティーズをめぐる日中双方の研究・論争について、本論は客観的にバランスよくまとめられている。しかし現在、大陸においては共産党的な政治的圧力により、南京アトロシティーズに関する歴史学的な論争が公然と行われる環境には至っていないため、楊氏の見解が大陸の研究者のそれと完全に一致すると断言することはできない。また日本においては、事件の事実認定が成され、歴史研究で明らかにされている研究成果以上に、一般の人々の間では、南京アトロシティーズを国内の政治的なイデオロギーの対立の問題として捉える傾向が強いという事を留意する必要がある。

六〇年という歳月は、被害者の記憶が薄れるにはあまりに短い時間であり、特に被害者の証言は、感情無しには成立し

得ぬものである。だが戦後生まれであるからこそ、より冷靜な対話が可能であると言う側面を活かし、加害国が被害国（あるいは被害者の気持ち）に対して配慮を持った上で、イデオロギー論や不確実な情報を出来るだけ遠ざけ、両国や第三国の研究者によつて、今後さらに事件の実態や原因についての研究成果が明らかになる事を期待したい。

## 七章 汪兆銘と「南京国民政府」——協力と抵抗の間

劉傑

編者の一人である劉傑<sup>(2)</sup>氏は、現早稲田大学社会科学総合学術院教授であり、近代日本政治外交史を専門としている。本論は、中国人の漢奸に対する歴史観や汪兆銘に関する氏の研究に基づき、日中双方における汪兆銘（精衛）及びその政権に対する再検討の動きをテーマとして、執筆されたものである。

一九三七年十一月、南京攻略を掲げる日本軍との正面衝突を避けるため、蒋介石は重慶への遷都を行つた。当時の日本政府では、この遷都の動向から、蒋介石政府は一地方政権に転落し、もはや中国全体を統治する能力はなく、中国の再建や日本との関係改善は「新中央政府」に期待するしかないという判断が支配的であつた。その結果、一九三八年一月に近衛内閣は「国民政府を対手とせず」の対華声明を発表する。

しかし日本との持久戦に備えていた国民政府内部では、日本の対中国政策の転換に対し、蒋介石の徹底抗戦の方針に異

議を抱く人々が、戦争以外の手段で日中関係の打開策を本格的に模索し始めた。国民政府の国防最高会議副主席の地位にあり、「孫文直系の弟子」でもあった汪兆銘は、日本人「工作者」との交渉を水面下で繰り返し（「汪兆銘工作」）、一九三八年十二月に重慶を脱出して、蒋介石の対日交戦路線に訣別を宣言。一九四〇年三月三十日には、日本軍占領下の南京に汪兆銘を首班とする「中華民国国民政府」（南京政府）が成立し、日本の敗戦に至るまで、中国大陸において二つの国民政府が並立する事態となつた。

汪兆銘は南京政府の合法性を中国国民と国際社会に訴え続けたが、南京が日本の占領地であり、南京政府が日本の軍事力を背景に樹立されたため、成立当初から「偽政権」と呼ばれ、重慶政府のみならず、大多数の中国国民や国際社会にもほとんど承認されなかつた。また現在も中国大陆や台湾においては、歴史用語として「汪偽政権」を使用するのが一般的であり、学界においても汪兆銘は近代史上最大の「漢奸」・「賣國奴」と悪評され、南京政府は「偽政権」として認識され続けてきた。

本論の中で劉氏は、日中間における汪兆銘研究の根本的な争点が、汪兆銘が本当に「漢奸」であつたのか、またその政権が「偽政権」であつたのかという点にあると指摘している。

中國大陸では、政府の政治的な圧力や、一般の人々の「漢奸」への嫌惡もあり、汪兆銘に限らず、「漢奸」とされた人物の人間像や政権の実態についての研究は長らくタブーとされ、大陸の研究者はこの問題を取り上げる環境に恵まれなかつた。しかし一九八〇年代以降、「思想解放」を基調とする中国の歴史学界で、李鴻章を始めとするかつては外国資本の手先として悪評され続けてきた人物が、中国近代化に貢献した先見の明を持つ者として高く評価されるなど、歴史人物や歴史事件に対する再評価が盛んに行われるようになつた。汪兆銘についても、海外にいる中国大陆や台湾出身の研究者の成果に触発され、「協力と衝突」の枠組みの中で、汪兆銘政権と日本との関係を捉える研究が中国大陆において現われ始めた。これは大陸における一つの新しい研究動向として注目すべき点である。

しかしながら、日中戦争が中国に与えた被害は甚大であり、「亡国の危機」として、中国人の歴史観に今後も大きな影響を与えることと、中国歴史から切り離すことのできない「漢奸現象」の根深さも劉氏は指摘している。よつて、汪兆銘に関する言えど、日本への抵抗を行つたことや、南京市内の経済と治安維持に一定の役割を果たした事が事実であつても、侵略者への協力と抗戦への破壊という全体的評価を変更させるものではなく、汪兆銘は依然として「漢奸」であり、その政権が「偽政権」と認識されることは基本的には変わらない。

一方、日本においては、中国の「漢奸」という汪兆銘の評価に同調する研究者はもとより、同調しない研究者でも、近

年まで「二十世紀の日本の汚点」として、意図的にこの問題を避けてきた。しかし、冷戦構造が崩壊した一九九〇年代以降、中国共産党及び蒋介石政権の再検討がさかんになる中で、知日派であつた汪兆銘への関心が高まり、歴史学者だけではなく杉森久英氏や上坂冬子氏など数名の作家によつて汪兆銘の伝記が出版され、一般の人々の間でも汪兆銘に対する「静かなブーム」を呼び起した。

過去の研究成果を踏まえた上で劉氏は、日本における汪兆銘の評価を以下の三つに分類している。

一つは、中国と同じ「漢奸」・「傀儡」とする見方であり、二つ目は冷徹で合理的な軍事力中心の現実主義者である蒋介石と対比して、汪兆銘を情熱的な理想主義の政治家であつたと捉える見方である。ここには日本の侵略から中国の国益を守ろうとして行動した「愛國者」としての汪兆銘のイメージがあり、抗日を高唱する蒋介石に比べ、日本人の心情に近い「親日・愛国」のイメージが強い。三つ目は、この親日派の汪兆銘像を払拭し、「アジアの協調」を目指す政治家という見方である。

しかし日本が汪兆銘を「愛國者」と評価し、彼に理解と同情を示すことは、中国から見れば、日本軍の侵略の事実に対する歴史への無責任と映るため、両国の汪兆銘研究の対話を困難なものにしている。

汪兆銘政権が傀儡であつたか否か、という点について、日本研究者の間では、傀儡であつとする説と、傀儡と独立の

狭間にあつて日本政府に抵抗し続けた、とする説がある。いずれの説にせよ、汪兆銘自身及び当時の日本政府は、日本軍の撤兵をめぐる問題や、南京政府の日本人顧問設置をめぐる問題により、その政権の無力さと傀儡的性格を認識していたことが指摘されている。しかし大陸での政権獲得と日本との可能な限り対等な和平交渉を成功させる事で、「漢奸」イメージの払拭をはかるうとする汪兆銘に対し、当時の日本政府は南京政府樹立当初から重慶政府との関係性を意識し、南京政府は重慶政府との交渉における手駒の一つに過ぎなかつた。よつて日本人研究者の間では、傀儡の程度に差はある、南京政府は完全なる独立政権であつたとは言い難い、という点が汪兆銘政権研究の前提となつてゐる。

以上、劉氏の論文についてまとめたが、以下批評を行つていきたい。

劉氏は日本に研究活動の場を持つ中国人研究者であり、汪兆銘研究を積極的に行いつつも、それは大陸研究者の結論とは大きくことなつてゐる点は留意しておかなければならぬ。しかし本論において劉氏が指摘しているように、中国大陆では李鴻章や義和團を巡る研究に関して再検討の動きがあり、さらに「水点停刊問題」など、中国の歴史教科書や歴史教育そのものに批判を投げかける問題へと発展している。このような大陸研究者の動向は、今後も中国の大きな変化の一つとして注目される点であり、両国の歴史認識問題や歴史教科書問題を考える上でも重要である。

但し、大陸研究者による研究の再検討や批判の対象のほとんどは、依然として日中戦争以前に限定されており、戦中は「敏感なテーマ」として、日中双方の研究者が冷静な研究対話をを行う事は今だ発展途上の段階にある。ここには、劉氏の指摘する日中戦争に対する両国の歴史認識の差が明確に現れていると感じる。

すなわち、日中戦争は未曾有の亡国の危機であり、決して「過去」の問題になりえない中国と、（程度の差はある）軍国主義に基づく過去の一侵略戦争に過ぎないとして、大戦後は大転換（過去との決別）を図ろうとした日本との違いである。この歴史認識の差は、日本人が歴史に限らず様々な角度から中國大陸について研究する上で、常に留意しておかなければならぬ点であろう。

**八章　日本の歴史教科書の制度と論争構図**

**三谷 博**

〔編者〕の一人である三谷博<sup>(3)</sup>氏は、現東京大学大学院総合文化研究科教授であり、近代日本近代史を専門としている。本論は、氏の日本人のナショナリズム形成の研究に基づき、日本の教科書検定制度を紹介しつつ、戦後の歴史教科書問題が何故「問題」となってきたのかをテーマとして、執筆されたものである。

文科省の学習指導要領に基づき、現代日本人のほとんどは小・中・高を通じて（内容や分量の差はある）歴史を学んでいるが、本論では、日本の義務教育としての中学校に論点を

絞り、中学校の歴史教科書を主な資料としている。本論が執筆された二〇〇六年現在の日本における歴史教科書の特徴として、氏は以下の三点を挙げている。

第一点は、日本人の歴史イメージの形成は、公教育における歴史教科書よりも、テレビ、小説、漫画の影響力が大きい事である。これは日本の教科書に厳しい分量制限が課されているため、内容が無味乾燥に傾き、「国民の物語」を国民全員の共通の記憶として形成させにくいからである。それに比べ、従来の中国・韓国の教科書では、同一の内容が国民に教授され、記述は詳細かつ具体的であり、記憶にとどめやすいという違いがある。

第二点は、学校で使われる歴史教科書が多様な点である。日本の教科書は、政府の「学習指導要領」に基づき、複数の民間業者によつて作成されており、教科書採択においては、

国立・私立は校長が、公立は地方自治体が、政府と独立に採択を行つてゐる。よつて、教科書採択の過程では、生徒の保護者を含めた住民の意見がより強く反映されていると言える。

第三点は、現在の歴史教科書論争が、20世紀後半の論争とは異なつた軸を基礎に交わされている点である。家永教科書裁判を始めとして、歴史教科書問題には、「進歩的」知識人と「保守的」政財界人の対立という側面があつた。しかし現在では、政財界・知識人・庶民を横断する「国際協調」派と「一国主義」派の相違・対立が重要になつてきてゐる。

二〇〇七年現在の教科書制度では、教科書は四年に一度改

訂されており、その手続きや検定基準は「教科用図書検定規則」と「学習指導要領」によって定められ、公開されている。この検定基準は客観的で比較的バランスが取れたものであり、手続き上公正であると言えるが、反面、教科書が読み物として面白くない原因ともなっている。

しかし現在の検定・採択制度は二〇〇一年の教科書採択論争を経て生まれた新しい制度に過ぎず、戦後の政治論争を通じて、教科書制度は様々な変遷を遂げて来た。この歴史教科書を巡る日本国内の論争を、三谷氏は以下の三つの時期に区分してそれぞれ論述している。

第一期は、戦後初期から一九九〇年代までを包括しており、この時代においては文部省自体が論争の当事者であった。冷戦構造の下、「左右」勢力の露骨なイデオロギー政争が展開され、「保守」陣営と「進歩」陣営の対立・拮抗の中で教科書は作成・採択されてきた。その「対立」の例の一つは、三次にわたって行われた家永裁判（一九六五年～一九九七年）である。これは家永三郎氏自身の執筆した教科書の不合格処分に端を発し、教科書検定を検閲であるとして、その違法性を問うものであった。家永裁判は、第三次訴訟において最高裁判決で原告が勝利し、一九九八年には検定基準が改正され、検定の簡素化や申請本の公開など、検定制度の透明度を高めることとなつた。だが、この「左右対立」と家永裁判の過程と併行して、冷戦構造の崩壊や日本社会が急速な経済成長を遂げたことで、左翼の勢力は衰え、同時に多くの人々の歴史

への関心も薄くなり、日本社会に「戦後」からの離脱の時代が訪れた。

その一方で、同時期に、かつて日本軍国主義による侵略の最たる被害国であった韓国・中国との国交回復が成され、それが教科書問題に新たな側面を持ち込むこととなる。国交回復直後は、経済交流を中心に、友好的な交流が政府・民間双方で保たれていたが、一九八二年、日本の歴史教科書検定申請本の記述に対し、文部省が「侵略」を「進出」に改めるよう指示したとして、中国政府と韓国政府が激しい抗議を行つた。日本政府は、この新たな東アジア世界の緊密な関係を意識し、宮沢喜一官房長官談話を発表。翌年一九八三年には検定制度の運用が改められ、国際関係への配慮（「近隣条項」）が検定基準に追加された。

続く第二期は、「新しい歴史教科書」を巡る二〇〇一年の論争についてである。この論争の発端は、近隣諸国との友好関係に配慮し、日本軍の人権侵害の最たる例として、一九九三年の高校教科書の全てに「従軍慰安婦」の記述が盛り込まれたことにあつた。従軍慰安婦の事実や実態の解明が発展途上にあること、また性的描写の問題から教育上ふさわしくない等の理由で、従来の「右翼」団体のみならず、教育関係者や知識人を含む多くの人々から、この記述に対して日本国内で反対や疑問の声が上がつた。

こうした中、現行の教科書や近現代史を巡る歴史観が「自虐的」であるとして、改めて「良き日本（人）」像の構築を

主張する人々により、一九九七年に「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」と略す）が発足された。従来、世の注目は検定に集まつており、その過程はそれほど一般の場で議論の大きなテーマとなることはなかつたが、「つくる会」は二〇〇一年の教科書採択に向け、主に公の場において積極的な市民運動を展開する手法を採用し、老若を問わず多くの人々の支持を得た。さらに産経新聞や朝日新聞など、かつての「左右」対立と中・韓両国の抗議が複合する形でジャーナリズム上で論議がさかんになり、この時期の教科書問題は広く世の注目を集め、学界のみならず一般の場でさかんに議論が行われた。

結果として、「つくる会」の教科書は、当初の一〇%の採択率目標に反し、〇・〇三九%の採択に留まつた。だがこの論争を通じて「つくる会」の主張や他国歴史認識・歴史教育を単純に批判するだけではなく、建設的な対話や共有すべき歴史認識の構築が必要だとする意識を持つ日・中・韓の研究者、教師、市民によつて、三国共通の歴史教材の共同作成の動きが生まれる（『未来をひらく歴史』高文社、二〇〇五年）など、東アジアにおける歴史的教科書問題に関する建設的な対話や交流が、より活発になつた。

第三期は、二〇〇五年であるが、この時期の教科書問題はそれ自体が大きな一つのテーマではなく、複合的な問題の一つとして論争のテーマとなつた。国連の常任理事国問題や、日米軍の融合問題、領土問題など、日本政府と近隣諸国の間

で、より大きく、激しい政治対立が生じ、韓国・中国において大規模な「反日デモ」が行われた。この結果、外務省は検定済みの中学校用教科書八種について、近代の国際関係に関する部分を英語、中国語、韓国語に翻訳し、日本語原文とともに公開した。これは「つくる会」の教科書や動向のみが注目され、日本の九九%の教科書や日本の教育制度が、諸外国の一般の人々にあまり認識されていないという実情に対する措置である。しかしその一方で、戦後長らくタブーであった日本からの諸外国の教科書批判が始まり、これは相互非難の応酬という悪循環になりかねず、教科書を巡る論争は新たな問題に直面している。

以上、三谷氏の論文についてまとめたが、以下批評を行つていただきたい。

本論において三谷氏は、日本の「教科書問題」の構図を解説した上で、研究者、教育関係者としての視点のみならず、財界人や実業に従事している経済界の人々の視点を取り入れ、改めて国際協調と近隣諸国の友好関係の重要性を指摘している。「教科書問題」は、もはや歴史認識・歴史教育問題に留まらず、国際社会における日本のあらゆる問題に発展していくが、その原因や過程を明確に論じている点を評価したい。

但し、教育者として、教科書編纂にも携わる三谷氏は、小・中・高における歴史教育の指導要領の「日本史」と「世界史」のアンバランスさを指摘し、大学教育の現場において「日本史」離れが進んでいる事を本論で憂慮しているが、そ

の点に関しては批判を述べたい。

二〇〇六年十一月に明らかになつた高校の未履修問題によつて、公立・私立を問わず、多くの高校で「世界史」の授業が行われていなかつた実態が明らかになり、それは近年のセンター試験志願者数の内訳（A、B分野を合わせて、科目志願者数は日本史、地理、世界史の順）を裏付けるものとなつた。大学でセンター試験科目に世界史を必修としているところは、外語大学や一部の学科に限られており、基本的には受験者個人の選択に委ねられている。結果、「世界史」よりも「日本史」・「地理」の方が覚えやすく、親しみ易いと考えている学生の方が多いというのが実態であり、「日本史」離れだけではなく、「世界史」離れについても十分憂慮されるべき問題であると考える。

三谷氏は本論において教育現場の問題をあえて避け、教科書にのみ焦点をあてて論じているが、日本において教科書は教材の一つに過ぎず、実際にどのような歴史を生徒が学ぶのかは、教師の力量と裁量に委ねられている部分が大きい。日本国内ではこのような現場の実情は周知のことではあるが、欲を言えば、日中双方の現状の紹介という本書の趣旨に基づき、現場の問題について言及して欲しかつたと思う。

しかし歴史教科書の問題を政治的駆け引きの場から切り離し、歴史的事実を教えるために、いかに良質な教材を生徒に提供するかが今後の大きな課題であるという氏の主張には賛同する部分も多く、氏の今後のさらなる研究や活躍を期待したい。

## 九章 歴史教科書による日中の相互認識

茨木智志

茨木智志<sup>(4)</sup>は、現上越教育大学学校教育学部助教授であり、社会科教育・歴史教育を専門としている。本論は茨木氏の歴史教科書を用いた比較教育研究の方法論に基づき、近年の中両国の歴史教科書を資料に、両国の相互認識の比較研究をテーマとして、執筆されたものである。

本論が執筆された二〇〇六年時点で、日本の日本史教科書は、小学校社会科として五社五種、中学校社会科歴史分野として八社八種、高校日本史Bでは七社一種、日本史Aでは六社七種が発行されている。論者はこの教科書の中から、中国史に関する記述及び中国史に関わる人名を挙げ、日本史教科書において中国史がどのように捉えられているのかを考察している。

これらの教科書は基本的に日本史を主体としたものであり、外国史は日本史との関わりにおいて叙述されているが、両国の歴史的関係の深さから、他の世界史事項と比べて中国史の記述は多い。現在の教科書と一九五〇年代の教科書と比較した場合、日本史前近代の中国史記述は過去四十年程大きな変化はないが、近代史の中の中国史記述は、内容・分量共に大きく変化している。

この変化の具体的な一例挙げると、明治期における日本像の記述は、過去の教科書においては、当時の学習指導要領に

たい。

基づき、「国際的地位が向上した時代」という側面が強調され、また大戦期における日本の記述では平和教育が一貫として追究されてきたものの、当初は原爆に象徴される日本の被害のみが強調されるなど、全体として一面的であり、中国（清・中華民国）や朝鮮（李氏朝鮮・大韓帝国）に関する記述は僅かに過ぎなかった。しかしここで見落とされてきた近代日本の様々な側面（アジア民族に対する差別意識の拡大など）を、いかに授業に取り入れるが多く教師によつて追跡され、植民地支配を含めたアジア諸国の被害の実態を調査することで、今日では日本の加害事実が教科書に反映されている。なお、高校日本史においては、中国の戦後から経済開放政策に至るまでの記述がなされているが、教育現場では、（中国史に限らず）戦後史の学習に充分な時間をとることができていないという現状がある。

日本の世界史教科書は、高校の世界史Bで七社七種、世界史Aでは九社一種が発行されている。中国史の記述に関しては、王朝交替と漢民族中心の歴史記述が問題とされ、東アジアの枠組みにおいて中国について記述するが、現在の世界史教科書の基本となつてゐる。なお教科書・授業・大学入試において、世界史教育における中国史の割合は大変大きいが、古代から現代までの中国史記述のうち、登場する人名のほとんどが前近代の人物であるため、やや尚古主義的な傾向がある。

一方、中国の現在の教育制度では、小学校・初級中学において通史を学び、高級中学において近現代史を重点的に学んでいる。中華人民共和国成立以後、教育大綱に基づき、全国一律の教科書が使用されていたが（「一綱一本」）、一九九〇年代から地方版の教科書使用が始まり（「一綱多本」）、今日では「多綱多本」の教科書制度が進められている。そして中国の中国史教育は、中国の在るべき姿を出発点とし、国土統一、文化・社会の発展、中華民族の一一致団結、共産党指導の下で常に前進している先進的な大国の一員、世界各国の友好関係の推進、といった現在の中国の理想像が投影されている。そのため、教科書においては、国内対立の階級闘争に関する記述を後退させ、国内民族間の葛藤をほとんど記述せず、「元寇」を含め、現代に至るまで外国への歴史上の軍事行動はほとんど記述しない傾向にある。

中国の中国史教科書における日本の記述は、分量が他の外國と比べて抜きん出でているおり、前近代においては唐代を中心とし、中国の文化を学ぶ友好国・貿易交流の相手として叙述されている。そして日本が一番大きく取上げられている近代史においては、日本の「野蛮で残酷な」侵略戦争に対し、中國人がいかに戦ったか、「民族英雄」の戦いぶりを正面に据えて記述されており、戦争記述の中で、戦闘そのものに関してもあまり説明することのない日本の歴史教科書の書き方とは対照的であると言える。さらに一九九〇年代の日本との歴史認識をめぐる問題や、一九八九年の天安門事件以降の思想的な教育強化によって、教科書における日本の侵略行為の叙述

はより厳しいものとなり、日中間の戦争をめぐる歴史認識の問題が教材化されている。但し、敗戦後の日本は、日中国交正常化を除いて中国史にはほとんど登場しない。

中国の世界史教科書における日本は、前近代においては、中国史教科書の記述が詳細になつた程度であるが、近代史においては明治維新が大きく取上げられ、半植民地国家の危機から脱し、近代化が成された点が評価されている。現代史（中国ではロシア革命後）では、日本がファシズム国家として侵略を行い、続く戦後史において、敗戦から高度経済成長を経て、経済大国化していく様子が叙述されている。また教科用書では、靖国神社参拝問題や、歴史教科書問題が取上げられており、中国の歴史教育・歴史教科書において、中国史・世界史共に、日中間の歴史認識問題が現在の問題として取り上げられている。

そして氏は両国の教科書を比較検討した上で、日中両国間の歴史認識のギャップが維持されている背景の共通点を三点挙げて指摘している。すなわち、伝統的な歴史教育観・歴史教科書観、政治による教育や教科書への規制の存在、歴史教育における自国史と世界史との分離である。そして、氏は歴史認識問題の解決策として、両国間のさらなる歴史学研究の検討と共に、歴史の授業レベルでの改善の必要性を強調している。

以上、茨木氏の論文についてまとめたが、以下批評を行つていきたい。

氏は史料として両国の教科書を比較しているが、氏が実質的に使用した参考教科書は、二〇〇〇年以前のものは限られており、時系列的に網羅しているわけではない。よって、教科書記述の変遷についてさらに言及するのであれば、より多くの教科書の検討が必要になると見えるであろう。

しかし、ある特定の一事件に関する記述やその変遷についてではなく、人名を中心に両国の比較を行つた事は、従来の歴史教科書の比較研究においてあまり見られなかつた手法であり、両国の教科書が何に重点に置いているかが、より分かりやすく解説されていると感じる<sup>(5)</sup>。

また本論において氏は、教科書を始めとする教材がいかに活用されうるか、という教育現場の現状を踏まえた上で、日中両国のより良い歴史授業の構築が、両国を隔てている歴史認識の架け橋となることを強調しており、教育現場に携わる者として、大いに共感できるものである。

おわりに

「日中若手歴史研究者会議」は、二〇〇一年に組織されて以来、これまで幾度かの両国研究者による対話を行つており、各研究会においては、大陸で活動する中国人研究者を含めた活動を行つてきた。しかし本書の執筆者を見て明らかのように、本書は日本の日本史研究者と中国史研究者及び、在日・在米の中国人研究者によつて執筆されている。劉氏・三谷氏

が『UP』（東京大学出版会、一〇〇六年九～一〇月号）において、本書の不足点と言及したように、両国の「争点」と言われる幾つかの事件をバランス良く概観するにあたり、中國側のメンバーを限定せざるを得なかつた点は、「国境を越えた者」とのみ対話が可能であるという両国の現状を表していると言える。

全体を通して「争点」となつてゐる問題についての研究史

や解釈、論者の主張についての批評はあるものの、本書が両

国の冷静な対話に基づく歴史認識の構築を試み、「争点」を明らかにしていることをここでは評価したい。本書で取上げられた幾つかの「争点」自体は、両国の研究者のみならず、一般の読者にとつても既に周知の事実であつたとしても、これまで、日中両国間では相互の研究状況についての知識を持たず、多分に偏見を含んだ固定観念に基づく論争が多く繰り広げられてきた。その結果、「争点」はさらに複雑化し、両国の冷静な対話を困難なものにしていくという悪循環が生まれていた。東アジアにおける過去の不幸な歴史を変えることはできないが、戦後生まれの世代が直面している歴史認識・歴史教育の問題は、互いの感情に配慮をしつつ、真摯な対話を積み重ねていく事で、より良い方向へと変えていくことができると考える。

大学院生という一研究者としての立場のみならず、一中高教員として教育現場に携わる者にとって、本書に触発された部分が大きかつた。世界各国の研究者による建設的な対話の

## 註

(1) 本論に関わる楊氏の近年の著作は以下のとおり。

- ・小沢弘明訳「歴史家への挑戦」「南京アトロシティ」研究をめぐって』『思想』八九〇号岩波書店（一九九八年）

九九八年)

- ・「南京大虐殺の課題——歴史研究についての考察」

- ジョージ・A・フォーゲル編 岡田良之助訳『歴史学の中の南京大虐殺』柏書房（二〇〇〇年）

- ・「日中両国の和解——その問題点と展望」船橋洋一編『日本の戦争責任をどう考えるか』朝日新聞社（二〇〇一年）

- ・「南京残虐事件」『岩波講座 アジア・太平洋戦争五

一 戰場の諸相』岩波書店（一〇〇六年）

(2) 本論に関わる劉氏の近年の著作は以下のとおり。

- ・『中国人の歴史觀』文芸春秋（一九九九年）

- ・『漢奸裁判 対日協力者を襲つた運命』中央公論社

積み重ねが、限られた学会の中だけで終わってしまうことがないようにしていきたい。そのためにも、受験を見据えた一面的な正答を与えることや、教師の歴史観の押し付けをするのではなく、各国の歴史や相違点を踏まえた上で、未来を担う生徒一人一人が多面的な視点で歴史認識問題について考え続けていくことができるような授業を、教育現場において実践していきたい。

(二〇〇〇年)

- ・「変化する中国の歴史観」『大中華圏 その実像と虚像』岩波書店(二〇〇四年)

・「汪兆銘政権論」『岩波講座・アジア太平洋戦争7支配と暴力』岩波書店(二〇〇六年)

・「明治維新とナショナリズム」山川出版社(一九九七年)

(3) 本論に関わる三谷氏の近年の著作は以下のとおり。

・『明治維新とナショナリズム』山川出版社(一九九七年)

・『東アジアの公論形成』編著、東京大学出版会、(二〇〇四年)

・『明治維新を考える』(有志舎、二〇〇六年)

(4) なお、本論に関わる茨木氏の近年の著作は以下のとおりである。

・「歴史教育における近代史認識の諸相」(『上越教育大学研究紀要』第二〇巻第二号、二〇〇一年)

・「歴史教育教材としての匈奴に関する比較研究——モンゴルと中国の教科書を中心として—」(『上越教育大学研究紀要』第二一巻第二号、二〇〇二年)

・「大日本帝国の東アジア史教育——国民学校教科書『初等科国史』の考察を通して」加藤章編『越境する歴史教育——国境を越えて、世代を越えて』(教育史料出版会、二〇〇四年)

(5) なお、中国の教科書における人物の数の変化及び人物のタイプの変化に関するその他の研究として、王淑英

「グローバリゼーションと世界史教科書 中国・台湾・香港比較」「叙述のスタイルと歴史教育——教授法と教科書の国際比較」(三元社、二〇〇三年)なども興味深い。